

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件入札の参加申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなします。

ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

〔 資格がないことが確認された場合、競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をしたものと判断します。 〕

誓 約 事 項

当社(私)は、本件入札の競争参加資格確認申請日において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に「1」の要件を満たさなくなった場合、又は「2」に該当しない場合は、本件入札を辞退します。

1 入札公告に記載されている競争入札参加資格の要件をすべて満たしています。

2 入札公告に記載されている入札保証金を納付します。

入札保証金を納付しない場合は、入札公告に記載されている入札保証金が免除される要件を満たしています。

2 競争参加資格確認についての注意事項

「かなかわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも(その時点では細部にわたる資格確認はしていません)、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

鎌倉市公告第673号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、入札参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和8年(2026年)1月23日

鎌倉市長 松尾 崇

1 入札に付する事項

工事名:鎌倉文学館本館改修及び増築等工事

別紙「工事別発注概要書」のとおり

なお、本案件は価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札で行われます。

※ この案件の入札は電子入札運用基準に基づき、かながわ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により執行します。入札に参加するためには、本市へのICカードの利用者登録が必要です。

2 競争入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請日から落札決定日までの全期間に渡って、

次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 令和7・8年度(2025・2026年度)の本市の入札参加資格を有し、かつ、入札案件ごとに指定された
営業種目及び細目の登録を認められていること。
- (2) 前号のほか入札案件ごとに定められた条件を満たしていること。
- (3) 有効な経営事項審査結果通知を受けていること。
- (4) 入札金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (5) 地方自治法施行令167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に規定する指示又は営業停止を受けていないこと。
- (7) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (8) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (9) 発注工種に係る建設業法第26条の主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (10) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (11) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

3 競争入札参加資格申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、電子入札システムにより申請してください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認について誓約したものとみなします。

4 競争入札参加資格確認書類の提出

入札参加者は、別紙「工事別発注概要書」に記載の期日までに指定した競争入札参加資格確認に関する資料を電子データで契約検査課へ電子メール(nyusatsu@city.kamakura.kanagawa.jp)で提出してください。

競争入札参加資格確認書類として提出する書類は次のとおりです。

- (1) 入札参加資格申出書(様式は鎌倉市ホームページからダウンロードできます。)
- (2) 配置予定技術者等調書(様式は鎌倉市ホームページからダウンロードできます。)
- (3) 建設業許可申請書(様式第一号)の写し
- (4) 専任技術者証明書(様式第一号別紙4若しくは様式第八号(1)又は様式第八号(2))の写し
- (5) 入札保証金の免除にかかる実績表(様式は鎌倉市ホームページからダウンロードできます。)
又は入札保証金の領収書の写し

※ 資格確認書類の作成・提出に係る一切の費用は、入札参加者の負担となります。

※ 配置予定技術者は、別紙「工事別発注概要書」に記載の期日を過ぎてからの変更ができませんので、注意してください。

5 技術資料

入札参加者は、別紙「工事別発注概要書」に記載の期日までに、指定した技術的要素に関する資料（以下「技術資料」という。）を電子データで契約検査課へ電子メール（nyusatsu@city.kamakura.kanagawa.jp）で提出してください。

技術資料として提出する書類は次のとおりです。様式は入札公告と同様に添付されています。

- (1) 簡易な施工計画書（様式1-1及び1-2）
- (2) 企業における施工実績表（様式2）
- (3) 工事成績評定平均点計算表（様式3）
- (4) 企業の技術的能力一覧表（様式4）
- (5) 配置予定技術者における施工実績表（様式5）
- (6) 配置予定技術者一覧表（様式6）
- (7) 企業の社会性・信頼性一覧表（様式7）

※ 技術資料の記載にあたっては、別紙「総合評価点算定等基準」を参考に記載してください。記載された内容に虚偽等があった場合には、契約の解除や指名停止措置を行うことがありますので注意してください。

※ 技術資料は該当がない場合でもすべての書類を提出してください。（すべての書類提出が確認できない場合は失格となります。）

※ 技術資料の作成・提出に係る一切の費用は、入札参加者の負担となります。また、提出された技術資料は返却いたしません。

6 設計図書の配布方法

(1) 配布方法

鎌倉市ホームページからダウンロードしてください。

配布ページのURL: <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiyaku/sougouhyouka44.html>

(2) 配布データ形式

鎌倉市ホームページ上でZipデータ形式で配布します。なお、Zipデータを解凍するためにはパスワードが必要となります。

(3) パスワードの入手方法

調達案件概要の「備考」の欄に表記された文字（パスワード）を確認する。

パスワードは案件ごとに異なります。パスワードはメモ等していただき、Zipデータを解凍する際に同じ文字（半角英数字）を入力してください。

(4) 配布期間 「工事別発注概要書」のとおり

(5) 配布するデータの取扱いについて

配布するデータはあくまで積算用のものですので、それ以外の用途には使用しないでください。

また、譲渡や再配布は禁止します。

7 質問の方法

設計図書の内容についての質問は、「工事別発注概要書」にある質問受付期間内に本市指定の質問書（鎌倉市契約検査課ホームページからダウンロードしてください。）に記入の上、契約検査課へ電子メール（nyusatsu@city.kamakura.kanagawa.jp）又はファクシミリ（0467-23-7901）で送信してください（電子メールは記載のアドレス以外は無効です。）。

なお、回答は電子入札システムの回答機能で行い、全ての入札参加者へ情報提供されます。

8 総合評価の方法

総合評価の方法は、標準点（100点）と技術資料に基づき算出された加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）で除した後、1億を乗じて得られた点（小数点以下第4位未満の端数を切り捨てる。以下「評価点」という。）をもって行うものとする。

技術評価点＝標準点（100点）+加算点

評価点＝技術評価点÷入札価格×100,000,000

ただし、失格の入札に関しては、加算点及び評価点の算出は行わないものとします。

9 落札者決定基準（評価項目・配点・欠格要件）

本案における評価項目及び配点基準は別添「総合評価点算定等基準」とおりです。

入札参加者から提出のあった技術資料に基づき評価点（以下「加算点」という。）を算出します。ただし、指定された技術資料の提出がない場合や技術資料に記載された内容が配点基準における「欠格」に該当する場合は失格とします。

なお、加算点の最高点は50点とします。

10 入札書の提出

(1) 入札書は電子入札システムにより工事別発注概要書に記載した期限までに提出してください。

(2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

(3) 入札執行回数は1回とします。ただし、入札不調の場合（開札の結果予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がない場合）は、2回目の入札を行います。詳細は8「入札不調の場合」をご覧下さい。

(4) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に基づく入札金額の内容を記載した書類（以下「入札価格内訳書」という。）は、電子入札システムで入札書を提出する際に電子データ（PDF等）を添付して提出してください。

11 入札保証金

入札に参加しようとする者には、入札金額の100分の3以上の入札保証金を入札前に納付していただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除とします。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結していること。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去5箇年の間に本市、国、他の地方公共団体又は公法人と契約を締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められること。

12 入札不調の場合

入札(開札)結果が不調の場合、2回目の入札を行います。1回目の入札に参加した者(辞退・入札書不着・失格・無効を除く)には、電子入札システムでお知らせしますので、開札日の14時までに再度、入札価格(税抜)の入力を電子入札システムで行ってください。

2回目の入札は、同日14時30分に開札します。

13 低入札価格調査制度

本案件については、低入札価格調査制度を適用しますので、令第167条の10の2第2項の規定に該当するかどうかについての調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うための基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設けます。調査基準価格の算定方法等、低入札価格調査に関する事項は、鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準の規定を準用します。

「8」に記載された方法により算出された評価点が最も高かった者が調査基準価格を下回る入札の場合は、入札を一時保留し、調査を行います。調査の結果、算出された評価点の最も高い入札者以外の者が落札者となることがあります。

なお、調査対象であっても、入札価格が調査基準価格の95%未満の場合は失格とします。

※ 調査基準価格を下回る入札があった場合

調査基準価格は「事後公表」とします。開札の結果、調査基準価格を下回る入札があった場合には、電子入札システムの保留通知書でお知らせいたします。

入札した金額が調査基準価格を下回った入札者は、上記調査に必要な書類を、鎌倉市ホームページからダウンロードして作成し、【開札時間以降翌日の午後5時】までに電子メールで提出してください。提出がない場合は入札書を無効とします。

また、調査に際して追加資料等を請求したり、必要に応じてヒヤリングを実施する場合があります。

なお、落札決定までには概ね3~4週間程度を要しますので、ご承知おきください。

14 落札候補者の決定

次に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、「8」により算出した評価点の最も高い者を落札候補者とします。

また、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準の規定による調査・審査を行い、その入札価格について適当と判断されること。
- (3) 技術資料が落札者決定基準等に示す要件をすべて満たし、かつ、欠格要件に該当しないこと。
- (4) その他、当該総合評価競争入札に係る公告等において定めた入札参加資格要件等をすべて満たしていること。

15 落札者の決定

落札者の決定は鎌倉市総合評価審査委員会で審査の上、決定します。

決定の内容については、電子入札システムにより入札参加者に対し、落札者決定通知書を発送します。

16 契約の成立要件

契約の締結については、鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月条例第6号)第2条の規定に基づき、鎌倉市議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約を締結します。

本件契約議案は、令和8年6月定例市議会に提案する予定です。

なお、落札後、議会の議決までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限を受け、又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止措置若しくは指名留保を受けた場合には、この契約を締結しないこととします。

17 技術的要素に係る履行の担保措置

本案件において、落札者が提示した技術的要素はすべて契約内容となります。落札者の責によりその内容(以下「契約性能等」という。)が履行できなかった場合は、次に掲げる区分に応じた措置を行います。

(1)契約書に記載してある契約性能等を満たしていることをすべて確認できない場合

当該工事の契約内容のうち、契約性能等についての履行義務にかかる部分は、工事の完成後においても引き続き存続します。

(2)契約性能等を満たしていないことが確認された場合で、技術的要素の性格から再度の施工が困難である場合又は合理的でない場合

工事成績表定点の減点措置(設問1件毎に2点減点)を行うとともに、履行状況が特に悪質であると判断された場合は、指名停止措置、契約金額の減額変更、損害賠償請求等を行います。

(3)契約性能等を満たしていないことが確認された場合で、再度の施工が可能な場合

再度の施工を義務づけるとともに、工事成績評定点の減点措置(設問1件毎に1点減点)を行います。

(4)やむを得ない事情(病気・退職・死亡等)により、配置予定技術者を変更する場合

「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と同点以上の評価となる技術者を配置できない場合、工事成績評定点の減点措置(「配置予定技術者の技術的能力」の各評価項目における差1点につき、1点減点)を行います。

18 契約の履行保証

契約者は本契約締結と同時に、契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(契約不適合に関する特約を付したものに限る。)を付さなければなりません。

(1)保証金額は、契約金額の100分の30以上とします。

(2)契約金額の変更があったときは、発注者と契約者との協議のうえ、保証金額を決定するものとします。

19 結果の公表

総合評価の結果については、落札者の決定後、落札結果とともに次の評価内容を速やかに公表します。

(1)入札参加者

(2)入札価格

(3)技術評価点

(4)評価点

(5)無効・失格等の理由

(6)その他、必要とする事項

20 苦情の申し立て

本案件の入札結果に対して不服がある場合は、苦情の申し立ての書面を提出することにより、説明を求めるることができます。

ただし、苦情の申し立ては、この入札に係る契約事務の執行を妨げるものではありません。

(1)提出先

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 本庁舎2階

総務部契約検査課 契約担当

(2)申し立て期間及び方法

結果の公表の日から起算して7日以内(閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで。)に不服の内容を記載した書面を持参してください。

(3)申し立てに対する回答

苦情の申し立てに対する回答は、書面の提出があった日から起算して7日以内に行います。

21 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に、「2」の競争入札参加資格(以下「参加資格」という。)のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 契約の締結に当たっては契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 参加資格を満たさない者が行った入札

イ 参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をして行った入札

ウ ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを完了しないまま当該ICカードを使用して入札に参加し、入札後に事実が発覚した場合

エ 他人名義のICカードを不正に取得し、又は使用して行った入札

オ 電子入札システムの不正に利用し、又は電子証明書を不正に使用して行った入札

カ 契約締結前に談合情報があり、審査の結果談合の事実があったと認められた場合の入札

キ 入札価格内訳書の提出がなかった入札

ク 入札価格内訳書の内容に不備があった入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、入札を中止又は延期することがあります。

(6) 入札を中止又は延期した場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできません。

(7) 前各号に定めるもののほか、各種法令及び鎌倉市契約規則の定めるところによります。